

神戸市高齢者介護士認定制度キャリアアップ支援金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日 保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市高齢者介護士認定制度（以下「認定制度」という。）キャリアアップ支援に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 認定制度合格者に対し、介護福祉士国家資格の取得を支援するために「キャリアアップ支援金（以下「支援金」という。）」を交付することで、介護人材の定着に資することを目的とする。

(支援金交付対象介護職員の要件)

第 2 条 支援金交付の対象となる介護職員（以下「交付対象職員」という。）は、認定制度合格者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護福祉士国家試験に合格していない者で、かつ認定制度合格年度の 11 月から 5 年以内の者
- (2) 認定制度合格時に在籍していた法人に継続して在籍し、かつ市内の事業所に在籍していること
- (3) 交付年度末に在籍していること

2 前項第 2 号について、平成 27 年度から平成 30 年度の認定制度合格者に限り、平成 31 年 4 月 1 日に在籍している法人に継続して在籍し、かつ市内の事業所に在籍していることとする。

(交付対象事業者)

第 3 条 交付の対象となる者（以下、「交付対象事業者」という。）は、前条に定める交付対象職員を雇用する法人とする。

(支援金の額)

第 4 条 交付対象職員を雇用した月数に 10,000 円を乗じて得た額。

(支援金の使途)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする交付対象事業者は、支援金の支給要件を満たす交付対象職員に対して、第 4 条に定める支援金を支給しなければならない。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき支援金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書兼対象職員一覧表（様式第 2 号）

(3) 収支予算書（様式第 3 号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による支援金の交付決定を行うときは、支援金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（変更等）

第 8 条 交付対象事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 6 号）

(2) 事業計画書兼交付対象職員一覧表（変更後）（様式第 7 号）

(3) 収支予算書（変更後）（様式第 8 号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象事業者は、同 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 10 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 11 号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 9 条 交付対象事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 12 号）

(2) 事業報告書兼交付対象職員一覧表（様式第 13 号）

(3) 収支決算書（様式第 14 号）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 15 号）により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 16 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものと

する。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日一部改正する。